

要緊急安全確認大規模建築物

地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物

不特定多数の者が利用する大規模建築物※1

- ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物※2

- ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
- ・幼稚園、保育所等 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

○要緊急安全確認大規模建築物は、耐震診断の実施が義務付けられています。

○所有者は耐震診断結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しなければなりません。

○報告を受けた所管行政庁は、用途ごとに取りまとめて、ホームページ等により結果の公表を行っています。

※1 ○体育館(一般公共の用に供されるもの)○ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ○病院、診療所 ○劇場、観覧場、映画館、演芸場 ○集会場、公会堂 ○展示場
○百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ○ホテル、旅館 ○博物館、美術館、図書館 ○遊技場 ○公衆浴場 ○飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
○理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ○車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
○自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ○保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

※2 ○幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 ○小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ○老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの
○老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの